

## 「みやぎの苔キャラクター」使用取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、苔の認知度向上を図るため作成したキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクター)

第2 「みやぎの苔キャラクター」は別添1のとおりとする。

### (使用承認の申請等)

第3 キャラクターを使用しようとする者は、「みやぎの苔キャラクター」使用承認申請書（様式第1号）を宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）あてに提出し，その承認を受けなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，県に予め連絡することを条件に，この限りでない。

- (1) 国，宮城県及び宮城県内の市町村が使用する場合
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校が使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他知事が適当と認めた場合

### (使用承認)

第4 宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）は，第3の規定による申請があった場合，その内容を審査し，キャラクターの趣旨にふさわしい内容であると認めるときは，承認するものとする。ただし，その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は，使用を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合又は反するおそれのある場合
- (2) 宮城県のイメージを傷つけ，又は傷つけるおそれがある場合
- (3) 不当な利益を確保することを目的とする場合
- (4) 特定の個人，政党又は宗教団体を支援又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 自己の商標，意匠等として独占的に使用し，又はそのおそれがあると認める場合
- (6) その他知事が不相当と認める場合

2 前項の承認をするときは，「みやぎの苔キャラクター」使用（変更）承認証（様式第2号）をもって行うものとする。

### (使用上の遵守事項)

第5 キャラクターの使用承認を受けた者（第3ただし書きの規定により使用するものを含む。以下「使用者」という。）は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し，知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず，そのまま使用すること。使用して良い事例は別添2のとおり。

デザインの変更に該当する行為（例）

イ イラストの一部を欠く表示

ロ 他の線や文字等との重複

ハ 縦横比の変更

ニ 白黒表示・アウトラインのみの表示を除く色の変更

(3) 「みやぎの苔キャラクター」の文字を入れること（字体・字の大きさは自由）。

(4) 苔キャラクターの名称を入れること（字体・字の大きさは自由）。

(5) 著作権マーク（©宮城県）の表記を付すこと。

(6) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）に提出すること。ただし，完成見本の提出が困難なものについては，その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(7) 商標登録出願を行わないこと。

(8) 第3で承認を受けた権利を，第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(9) 例示した以外の形態での使用を希望する場合は，事前に相談すること。

（承認内容の変更）

第6 使用者が承認内容について変更しようとするときは，「みやぎの苔キャラクター」使用変更承認申請書（様式第3号）を宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）に提出し，その承認を受けなければならない。

2 宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）は，前項の規定による申請があった場合は，その内容を審査し，適当と認めるときは，これを承認し，「みやぎの苔キャラクター」使用（変更）承認証（様式第2号）をもって行う。

（使用承認の取消し）

第7 宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）は，使用者がこの要領に反し，又は申請の内容に虚偽があることが明らかになった場合は，当該承認を取消し，使用者に対し，使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

2 前項に規定する使用物件の回収等，使用承認の取消しに伴い発生する費用の一切は，承認を取消された者が負担するものとする。

3 宮城県知事（各地方振興事務所長，地域事務所長）は，前項に規定するもののほか，承認を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

（使用料）

第8 キャラクターの使用料については，無料とする。

（補則）

第9 この要領に定めるもののほか，キャラクターの使用の取扱いについて必要な事項は，別に定める。

附則

この要綱は，令和3年2月1日から施行する。

# 「みやぎの苔キャラクター」

①-1エゾスナゴケ



©宮城県  
スナニヤン

①-2エゾスナゴケ



©宮城県  
コケ☆キララ

②ハイゴケ



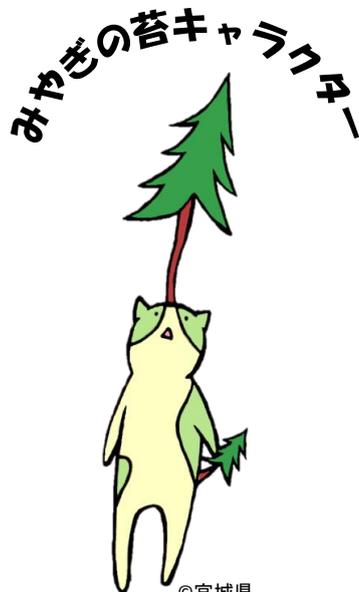
©宮城県  
ゴケゾー

③-1ウマスギゴケ



©宮城県  
ウマスギー

③-2ウマスギゴケ



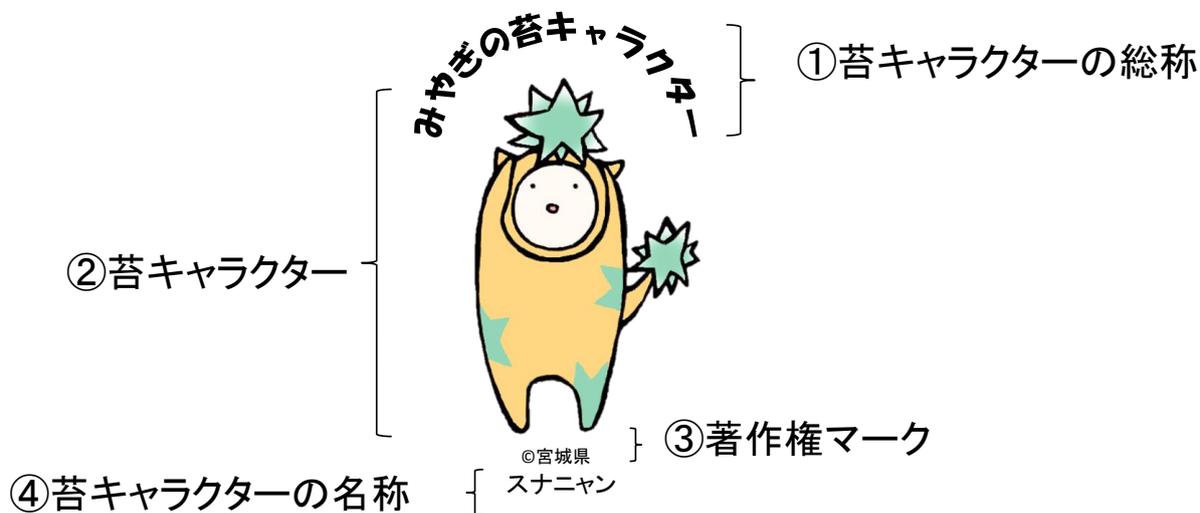
©宮城県  
もすぎー

④ホソバオキナゴケ

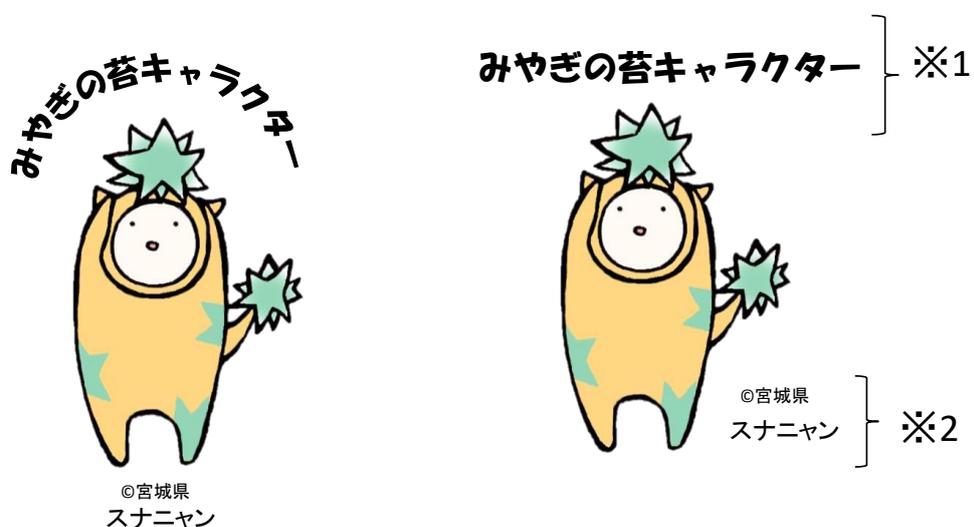


©宮城県  
コケジッジ

## ● 苔キャラクター 基本形



## ● 配置バリエーション



※1・2) ① 苔キャラクターの総称, ③ 著作権マーク, ④ 苔キャラクターの名称の位置や字体, 文字の大きさは自由

## ● カラーバリエーション

【基本カラー】



©宮城県  
スナニャン

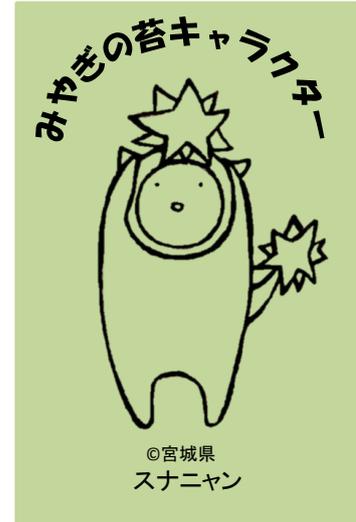
【モノクロ】



©宮城県  
スナニャン

【アウトラインのみ】

※色つきのものに輪郭のみ表示するなど



©宮城県  
スナニャン



©宮城県  
コケ☆キララ



©宮城県  
コケ☆キララ



©宮城県  
コケ☆キララ

【基本カラー】

【モノクロ】

【アウトラインのみ】  
※色つきのものに輪郭のみ表示するなど

みやぎの苔キャラクター



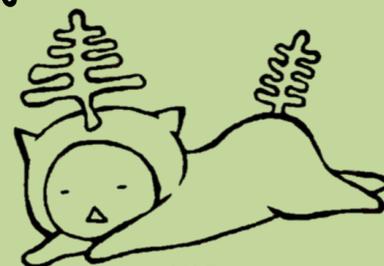
©宮城県  
ゴケゾー

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
ゴケゾー

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
ゴケゾー

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
ウマスギー

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
ウマスギー

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
ウマスギー

【基本カラー】

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
もすぎー

【モノクロ】

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
もすぎー

【アウトラインのみ】  
※色つきのものに輪郭のみ表示するなど

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
もすぎー

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
コケジジ

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
コケジジ

みやぎの苔キャラクター



©宮城県  
コケジジ

## 「みやぎの苔キャラクター」使用承認申請書

宮城県知事 殿

(申請者)

団 体 名 :

代 表 者 :

印

住 所 :

電話番号(内線) :

担 当 者 :

「みやぎの苔キャラクター」の使用について、下記のとおり申請します。

記

使用する キャラクター		
使用目的		
使用方法		
使用場所		
使用期間	年 月 日から 年 月 日	
担当者	(氏名)	(連絡先)

### 【使用にあたっての注意事項】

- (1) 承認された用途にのみ使用し、知事の指示する使用条件に従うこと。
- (2) デザインは変更せず、そのまま使用すること。
- (3) コピーライトマーク (©宮城県) の表記を付すこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 第3で承認を受けた権利を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

## 「みやぎの苔キャラクター」使用（変更）承認証

〇〇 殿

宮城県知事

「みやぎの苔キャラクター」の使用について、下記のとおり承認します。なお、使用にあたっては、申請書に記載している注意事項に留意し、使用の目的や形態等に変更がある場合には、速やかに申し出て下さい。

記

申請者	
使用するキャラクター	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日

「みやぎの苔キャラクター」使用承認変更申請書

宮城県知事 殿

(申請者)

団 体 名 :

代 表 者 :

印

住 所 :

電話番号(内線) :

担 当 者 :

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
変更内容		